

受験番号	
------	--

産業衛生専攻医認定試験にあたっての注意事項

- 1) 試験問題は○×方式の100題です。
- 2) 試験時間は60分です。
- 3) 解答用紙に受験番号を記入してください。
- 4) 試験終了後にこの冊子は回収します。

第 26 回 産業衛生専攻医認定試験

試験問題

2021 年 5 月 21 日

日本産業衛生学会専門医制度委員会

1. 特定化学物質障害予防規則は厚生労働省令である。
2. 「石綿障害予防規則」では、粉じん作業に従事する労働者の健康診断に関する事業者の義務を定めている。
3. 令和2年の労働災害の死傷者数のうち、労働者50人未満の事業場で発生したものが過半数を占める。
4. レーザーの眼に対する影響は白内障である。
5. 有機溶剤等の区分に応じた色の表示は、第一種有機溶剤等が青、第二種有機溶剤等が黄、第三種有機溶剤等が赤である。
6. 労働衛生教育は、労働者の疾病防止や健康状態の向上が目的であるため、正規労働者のみが対象となる。
7. 事業場のメンタルヘルスに関する労働衛生教育の実施について産業保健総合支援センターに相談すると、教材の選定や関連する産業保健情報の提供など、様々なアドバイスが得られる。
8. 中央労働災害防止協会以外の業種別の労働災害防止団体では、業種に特有の労働災害の防止対策の情報が入手できる。
9. ストレスチェックでは、高ストレス者と選定された全ての労働者に産業医による面談指導が義務付けられている。
10. 労働災害防止計画は、7年おきに策定される。
11. 総括安全衛生管理者は製造業であれば常時使用する労働者が1,000人以上の事業場で選任しなければならない。
12. ベンゼンは、特定化学物質のうち特別有機溶剤として規制されている。
13. 労働安全衛生法で定められている安全衛生教育は、雇い入れ時教育、作業内容変更時の教育と危険有害業務に対する特別教育、職長教育の4つである。
14. 独立行政法人労働者健康安全機構が、都道府県産業保健総合支援センターを運営している。
15. 健康障害が発生してから保存されているデータを用いて原因究明等を行う疫学研究を前向きコホート研究という。
16. 労働安全衛生法では、衛生委員会の委員に保健師を含むことが規定されている。
17. 使用者の安全配慮義務は、危険回避義務と同義である。
18. 衛生委員会の設置は常時50人以上の労働者を使用する事業場のすべてについて義務付けられている。
19. 長期休業者の職場復帰可否に関する最終的な決定は、産業医の職務である。
20. 常時使用される労働者であって過去6か月間に平均して1月当たり5回以上深夜業に従事した者は、自ら受けた健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

21. 期間の定めのないパートタイム労働者の健康診断については、同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働の3/4以上である場合は実施する必要がある。
22. 二次健康診断等給付制度により、健康診断の貧血検査にて所見を認めた労働者は、指定医療機関であれば無料で二次検査を受けることができる。
23. 労働安全衛生法第66条及び労働安全衛生規則第45条で定める深夜業とは、午後10時～午前5時をさす。
24. 産業医が勧告する際は、口頭で行うのではなく、書類を作成して行うように定められている。
25. 労働安全衛生法は、以前より判例として確立していた事業者の安全配慮義務を定めている。
26. 第13次労働災害防止計画は2023年度までである。
27. 変形労働時間制を採用する場合は、労働基準監督署長に届け出る必要がある。
28. 労災病院は、労働安全衛生法に基づき事業場からの労災防止対策の相談を無料でやっている。
29. 派遣労働者が、派遣先で有害業務に従事する場合の特殊健康診断は、派遣先事業所の責務である。
30. 常時50人以上の労働者を使用する事業場における産業医の選任義務が免除される業務内容が規定されている。
31. 労働者数が3,000人を超える事業場は、専属産業医を2名以上選任する必要がある。
32. 精度管理には、機関内部で同時再現性、日差再現性、日内再現性を確認する内部精度管理と、外部の精度管理機関が行う外部精度管理がある。
33. 重量物取扱い業務については、満18歳以上の場合、断続作業、継続作業ともに20kgの規制がある。
34. 労災保険における保険料は、労使折半となっている。
35. 労災補償において、労働者に問題がある場合には減額されることがある。
36. 事業者は事業場規模が10人以上50人未満の場合、安全衛生推進者もしくは衛生推進者を選任しなければならない。
37. 化学物質等のリスクアセスメントを行う際は、作業環境測定結果と国が定めた管理濃度を比較することが重要である。
38. 衛生管理者は、少なくとも毎月1回作業場を巡視しなければならない。
39. 産業医は職場巡視中に、有害なおそれのある状態を発見したときは、直ちに労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
40. 有害化学物質や有害エネルギーの管理は事業者のみに課せられ、労働者は違反しても罰則を受けない。
41. 安全衛生委員会の議事録は、5年間の保存義務がある。

42. 放射性物質取扱作業室では、1 か月以内ごとに 1 回作業環境測定を行わなければならない。
43. 有害物によるアレルギーは、個人差があっても量-反応関係が成立しやすい。
44. トリレンジイソシアネート (TDI) は気道感作性が認められる。
45. A 測定では測定結果の幾何平均値、幾何標準偏差を用いて 1 つの評価値を計算し、管理濃度と比較して区分を決定する。
46. 管理濃度は、有害物質に関する作業環境測定の結果から作業環境の良否を判断する際の指標である。
47. SDS は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略語である。
48. 床から 4m までの部屋の容積から、備品や設備のおよその体積を差し引いたものを気積といい、労働者 1 人当たり 10m³ 以上確保する必要がある。
49. 職場の温熱環境は、気温、湿度、気流の 3 つの温熱要素の影響を受けている。
50. 有機溶剤中毒予防規則では局所排気装置の囲い式フードの制御風速は 0.4m/s である。
51. A 測定の測定時間は 1 測定点で 10 分以上、全体で 1 時間以内にする。
52. 中央管理方式の空気調和設備のある事務所に供給される空気の衛生基準は、浮遊粉じん濃度および一酸化炭素の濃度で評価される。
53. 作業環境測定の A 測定のサンプリングでは 6m 以下の一定間隔に測定点を無作為に設定し、5 点以上で測定対象を捕集する。
54. 事務所衛生基準規則では、空気調和設備または機械換気設備のあるところでは二酸化炭素濃度は 0.5% 以下と決められている。
55. B 測定の測定値が管理濃度の 1.5 倍を超えている場合は、第三管理区分となる。
56. 中央管理方式による空気調和設備のある場合には、気温が 17~28℃、相対湿度が 40~70% になるように努めなければならない。
57. ベンジジン、石綿(一部の石綿製品を除く)、β-ナフチルアミンは製造等禁止物質である。
58. 検知管法によるガスの捕集は、発色した長さを目盛で読み取るため、高い精度が望める。
59. 有機溶剤の作業環境測定は誰が実施してもよい。
60. 事務所における衛生基準を定めた法令には、事務所衛生基準規則の他、特定建築物を対象としたビル管理法がある。
61. 生物学的モニタリングは、個人防護具を使用している場合でも有効で、経皮吸収の程度も反映するという利点がある。
62. 「事業者が講ずべき快適な職場環境形成のための措置に関する指針」が対象とする場所に、トイレ、洗面所は含まれない。
63. 鉛業務に常時従事する労働者に対する尿中メチル馬尿酸の測定は、鉛中毒予防規則で義務付けられている。
64. 生物学的半減期が短い物質では、ばく露後直ちに試料を採取することが望ましい。

65. テトラクロルエチレンを取り扱う作業者の特殊健診では、尿中代謝物の量の検査を行う義務がある。
66. 耳栓には低音域のみを遮蔽し、会話域が聞き取りやすいタイプもある。
67. 作業環境の騒音レベルが許容騒音レベルよりも 20dB(A)高い場合には、第 1 種耳栓を選択・使用させる。
68. 取替え式防じんマスクの粒子捕集効率は、RS1 より RS2 の方が低い。
69. 騒音の発生する職場において、曝露時間が 8 時間の許容騒音レベルは、90dB(A)である。
70. トルエンを取扱う屋内作業場では、第 2 管理区分の場合、妊産婦だけではなく、女性労働者を就労させてはいけない。
71. 派遣労働者の一般健康診断の実施義務は派遣先事業者にある。
72. 派遣労働者への安全衛生教育は、雇入れ時及び作業内容変更時ともに派遣元事業者のみに実施義務が課せられている。
73. ニッケルカルボニル（これをその重量の 1 %を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務では、6 月以内ごとに 1 度胸部のエックス線直接撮影が必要である。
74. 雇入れ時の健康診断は、採用決定前に行われるものである。
75. 健康保持増進のための健康教育には、給食従事者に対する食中毒予防についての教育が含まれる。
76. 健康保持増進活動（THP）における健康測定では、皮下脂肪厚の測定として、ウエスト周囲径を測る。
77. 産業医は、一般定期健康診断個人票を作成し、5 年間保存することが必要である。
78. じん肺の管理 4 となるエックス線写真が第 4 型で、大陰影の大きさが一側肺野の 3 分の 1 を超える場合には、肺機能検査は省略できる。
79. 妊産婦が請求した場合には、深夜業は禁止である。
80. 労働安全衛生規則第 45 条の 2 に基づく海外派遣者の健康診断では B 型肝炎ウイルス抗体検査を行わなければならない。
81. 産業医は健康診断実施後の措置として、個人票の「医師の意見」の欄には診断区分の判定を記載しなければならない。
82. 社員の感染症発症の報告を受けた際、産業医は保健所に届けなければならない。
83. 産業医が行った従業員の健康相談はその記録が労働安全衛生法で規定されている。
84. 健康管理手帳による健康診断は、全ての医療機関において、定期的に無料で受けられる。
85. 石綿健康診断の結果の保存期間は作業従事中止日から 30 年と定められている。
86. 労災保険の二次健康診断等給付制度では、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査または BMI の測定 4 項目すべてにおいて異常所見があると診断された労働者だけが受けることができる。

87. キシレンの特殊健康診断では、尿中代謝物である馬尿酸を測定する。
88. 新入社員の雇い入れ時健康診断を前年 12 月 1 日に実施した場合、6 月 15 日に行う一般定期健康診断は省略できる。
89. 常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、一般定期健康診断実施後に定期健康診断結果報告書に事業所長印を押し、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
90. 労働安全衛生法では、就業上、労働者が感染症に罹患する可能性が高い職場や作業において、事業者に対して労働者の予防接種を義務づけている。
91. 硫化水素中毒による事故は、日常生活で立ち入ることがない場所の点検、修理作業で起こることが少ない。
92. 医療従事者のゴム手袋によるラテックスアレルギーは I 型アレルギーである。
93. 超音波にさらされる業務による手指などの組織壊死は法令に定める業務上疾病である。
94. 振動工具によるレイノー現象は、寒冷により悪化する。
95. 有機りん剤を取り扱う業務に従事する労働者には、特殊健康診断で血清コリンエステラーゼ活性値と多汗、縮瞳、眼瞼及び顔面の筋線維性攣縮の検査を行うこととされている。
96. 酸化合物を取り扱う労働者に発生する可能性のある歯牙酸蝕症は、主に歯の内面（舌側・口蓋側）に生じる。
97. 紫外線にさらされる業務では角膜炎、結膜炎が起こる可能性がある。
98. 電離放射線にさらされる業務では、白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫または甲状腺がんが起こる可能性がある。
99. 酸素欠乏症等防止規則では、空气中酸素濃度が 15%未満の状態を酸素欠乏と定義している。
100. 騒音作業従事労働者の定期健康診断では、6 月以内ごとに 1 回オーディオメータによる選別聴力検査を実施する。